

重要事項説明書（介護予防・日常生活支援総合事業）

リハビリデイサービスたんぼぼ

介護予防通所介護サービスの提供開始にあたり、当事業所が利用者に説明すべき重要事項は次のとおりです。

1 事業者概要

事業者の名称	医療法人 明生会
事業者の所在地	四国中央市金生町下分1249番地の1
代表者氏名	長谷川 一朗
電話番号	0896-58-5666

2 事業所概要

事業所の名称	リハビリデイサービスたんぼぼ
事業所の所在地	四国中央市金生町下分1330番地
管理者氏名	伊藤 祐弥
電話番号	0896-22-3805
指定事業所番号	3871301366

3 事業の目的

医療法人明生会が開設するリハビリデイサービスたんぼぼが行う指定介護予防通所介護サービスの適正な運営をするために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態にある利用者に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

4 運営の方針

- ① リハビリデイサービスたんぼぼは、要支援状態となった利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ります。
- ② 事業の実施にあたっては、市町、地域の保健・医療・福祉サービスと密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めます。

5 従業員の勤務体制と職務内容

職 種	人 数	区 分	勤務体制
管理者兼機能訓練指導員	1名	常 勤	8：00 ～ 17：00
生活相談員兼介護職員	3名	常 勤	8：00 ～ 17：00
介護職員	7名	常 勤	8：00 ～ 17：00
看護職員兼機能訓練指導員	2名	常 勤	8：00 ～ 17：00

- ① 管理者は、介護予防通所介護計画の作成及び説明を行うほか、事業所の従業員の管理、指定通所介護等の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。
- ② 生活相談員は、利用者の心身の状態を把握し、その利用者が日常生活を営むことができるよう適切な相談援助等の生活指導を行う。
- ③ 介護職員は、利用者の日常生活上必要な介護を行う。
- ④ 看護職員は、利用者の心身状態を把握し、健康管理及び看護を行う。

- ⑤ 機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練、指導を行う。

6 営業日及び営業時間

営業日 月曜日～土曜日（休みの日：日曜日・12月31日～1月3日）

営業時間 8：00 ～ 17：00

サービス提供時間 9：00 ～ 16：10

7 利用定員

1日 36名

8 通常の事業の実施地域

四国中央市（他の地域は、ご相談に応じます。）

9 介護予防通所介護の内容

指定介護予防通所介護の内容は、指定居宅介護支援事業者または利用者本人等の作成した介護予防サービス計画に基づいて、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。但し、介護予防サービス計画が作成されていない場合は、次に掲げるもののうち事業所の管理者と利用者等との相談によって選び、サービスを行うものとする。

- ① 移動・移乗等の介助・見守り
- ② 入浴の介助・見守り（入浴動作・衣類の着脱・洗身・洗髪等）
- ③ 食事の準備・後片付け、食事介助・見守り
- ④ 排泄の介助・見守り（尿・便意のわからない方の誘導、おむつ使用の方は適時交換）
- ⑤ バイタルチェック
- ⑥ レクリエーション
- ⑦ 行事的活動
- ⑧ 利用者の送迎
- ⑨ 相談・助言

10 利用料と支払い方法

介護予防通所介護サービスが介護保険の適用を受ける場合は、原則として利用料の1割～3割をお支払いいただきます。介護保険の適用を受けない場合は、利用料の全額をお支払いいただきます。

- ① 介護予防通所介護料金 1割負担（1ヶ月の金額）

要支援1	要支援2
1798円/月	3621円/月

介護予防通所介護料金 2割負担（1ヶ月の金額）

要支援1	要支援2
3596円/月	7242円/月

介護予防通所介護料金 3割負担（1ヶ月の金額）

要支援1	要支援2
5394円/月	10863円/月

- ② 加算料金（1ヶ月の金額です。）

介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）総報酬額（食費除く）の24.5%

③ 食事の提供に要する費用 (介護保険外)

1食 500円

④ その他おむつ等は、利用者に了解を得てから実費をいただきます。

⑤ 支払い方法

銀行引き落としの場合は、翌月27日に利用者の指定の口座から引き落とします。
銀行引き落としができない方は、毎月20日までに事業所窓口にてお支払い下さい。

1.1 利用に際しての留意事項

① サービス利用にあたっては、医師の診断や日常生活の留意事項、利用当日の健康状態を職員に連絡し、心身の状況に応じたサービスの提供を受けるようにして下さい。

利用者が、サービスの中止(休む場合)をする場合は、速やかにリハビリデイサービスたんぽぽまでご連絡下さい。

1.2 苦情申立の窓口

サービスに関する相談や苦情については、下記に記す当事業所担当窓口、行政機関で当事業所に対する相談・苦情の受付対応を行っておりますのでご相談下さい。

リハビリデイサービス たんぽぽ	担当者： 伊藤 祐弥 電 話：0896-22-3805 時 間：8:00～17:00 (月曜日～土曜日)
四国中央市 地域包括支援センター	四国中央市三島宮川4丁目6番55号 電 話：0896-28-6147 時 間：8:30～17:15 (月曜日～金曜日)
愛媛県国民健康保険団 体連合会	代表・総務課 愛媛県松山市高岡町101番地1 電 話：089-968-8800 時 間：8:30～17:15 (月曜日～金曜日)

1.3 協力医療機関

医療機関の名称	医療法人明生会 長谷川病院
理事長名	長谷川 一朗
所在地	四国中央市金生町下分1249番地の1
電話番号	58-5666
診療科	内科・循環器科・消化器科・その他
入院設備	有り
協力関係の概要	利用者の状態に急変があった場合

1.4 非常災害時の対策

① 消防計画は、別に定めています。(防火管理者 野村 真之)

② 避難訓練は、年2回、火災、地震等を想定した訓練を行います。

③ 防災設備： 自動火災報知器・非常通報装置・煙感知器・ガス漏れ遮断機・誘導灯
スプリンクラー・避難階段・防火扉・シャッター・屋内消火栓・
漏電火災報知器・非常用電源

1.5 事故発生時の対応と損害賠償

① 事業所は、利用者に対するサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町、利用者の家族、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。

② 事業所は、サービスの提供に伴って、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。

③ 損害賠償について事業所は、万が一の事故発生に備えて日新火災海上保険株式会社の

統合賠償責任保険に加入しています。

令和 年 月 日

介護予防通所介護のサービス提供に際し、本書面に基づき重要事項の説明を行いました。

リハビリデイサービスたんぽぽ

説明者氏名 _____

本書面に基づき、サービス内容と、重要事項の説明を受けました。

利用者氏名 _____

代理人氏名（続柄） _____ （続柄） _____

令和1年8月1日制定	令和1年8月1日施行
令和1年9月1日改定	令和1年10月1日改定
令和2年2月1日改定	令和2年4月1日改定
令和3年4月1日改定	令和4年3月1日改定
令和5年6月1日改定	令和5年10月1日改定
令和6年4月1日改定	令和6年6月1日改定